

IFRS Sustainability Developments

ISSBが温室効果ガス排出の開示に関する修正を提案

重要ポイント

- ▶ 2025年4月28日、ISSBは、「温室効果ガス(GHG)排出の開示に関する修正」の公開草案(ED)を公表した。
- ▶ 修正案は、GHG排出の測定と開示に関するIFRS S2号の特定の要求事項に関する救済措置を追加で提供するとともに、既存の救済措置を明確にすることを目的としている。
- ▶ 本EDは、基準を導入する利害関係者によって懸念が示された適用上の課題に対するISSBの対応である。本修正は、報告作成の複雑さとコストを削減することを目的としている。
- ▶ 本EDに対するコメント期間は2025年6月27日に終了する。

要約

2025年4月28日、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)は、IFRS S2号「気候関連開示」の修正を提案し、既存の救済措置の明確化を図るとともに、特定の温室効果ガス(GHG)排出の開示要求事項に対する追加的な救済措置を提供することを提案した。修正案は、IFRS S2号の要求事項を適用する際に利害関係者が直面する課題に対応するものである。

温室効果ガス(GHG)排出の開示の修正に関する本公開草案(ED)では、以下の対象を絞った修正が提案されている。

- スコープ3 GHG排出を測定及び開示する際に、一部のスコープ3 カテゴリー15のGHG排出(デリバティブ、ファシリテーションに係る排出(facilitated emissions)、保険関連の排出(insurance-associated emissions)に関連するものを含む)を除外することを認める救済措置を提供する。
- 商業銀行及び保険活動に関する企業に対し、特定の状況下で世界産業分類基準(GICS)を使用しない救済措置を提供し、ファイナンス・エミッションに関する情報を開示する際に代替の産業分類システムの使用を容認する。
- 企業がGHG排出を測定する際、(法域又は取引所が要求する場合)GHGプロトコルと異なる方法を使用することを認めていた救済措置を修正し、当該企業の全部又は一部に当該救済措置が適用されることを明確にする。
- 法域又は取引所から要求される場合、最新の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の評価における地球温暖化係数(GWP)の数値を用いる代わりに、該当する企業に対して代替のGWP値を使用することを認める救済措置に修正する。



Shape the future
with confidence

背景

ISSB は、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及び IFRS S2 号の世界中の企業による適用を支援することを優先課題としている。その一環として、ISSB は、利害関係者から提起された適用上の課題について公に議論するために、「移行支援グループ(TIG)」を設立した。ISSB は、TIG を通じて、IFRS S2 号の適用に関連する具体的な課題を識別した。ED は、IFRS S2 号の GHG 排出開示に関する課題に対処し、作成者の報告の複雑さとコストを削減することを目的とした、4 つの的を絞った修正を提案している。

スコープ3 カテゴリー15のGHG排出の開示に関する救済措置案

IFRS S2 号では、GHG プロトコルに従ったスコープ 3 の GHG 排出の開示、及び企業のカテゴリー15 のファイナンスド・エミッションに関連する追加情報が求められている。IFRS S2 号では、開示が必要なファイナンスド・エミッションの種類(例えば、デリバティブに関連する排出、ファシリテーションに係る排出、保険関連の排出など)について明確な除外はない。

本修正案により、企業は、デリバティブに関連する排出、ファシリテーションに係る排出、保険関連の排出を含む、特定のスコープ 3 カテゴリー15 の GHG 排出を開示から除外することが認められる。この救済措置を利用する企業は、除外したデリバティブ及び金融活動の金額(amount)に関連する情報を提供する必要がある。なお、「デリバティブ」という用語は IFRS S2 号では定義されていないことに留意が必要であり、企業は、何をデリバティブとして扱うかを決定する必要がある。

GICSの使用に関連する救済措置案

現在、IFRS S2 号は、商業銀行及び保険活動を行う企業に対し、ファイナンスド・エミッションの情報を分解する際に、相手方を分類するために GICS を使用することを求めている。

本修正案では、企業に業界分類システムの使用を要求しているが、法域又は取引所が別の産業分類システムの使用を要求しており、かつ、企業が GICS をまったく使用していない場合には GICS の使用を免除する救済措置が含まれている。企業は、使用した産業分類システムを開示し、その選択の根拠を説明する必要がある。

GHG排出量測定方法の使用に関する既存の救済措置の修正案

IFRS S2 号では、企業は GHG 排出の測定に際して GHG プロトコルを用いなければならないとされているが、法域又は上場する取引所から異なる測定方法を使用することが要求されている場合は除外される。しかしながら、この要求事項は、企業の一部のみが異なる方法を用いる必要がある場合に、企業がこの救済措置を使用することが認められているかどうかについて詳しく説明していない。

現行の救済措置に対する修正案は、ある企業が、法域又はその企業が上場する取引所から、GHG 排出の測定に GHG プロトコルとは異なる方法を使用することを部分的に要求されている場合、その異なる方法を要求される企業の全部又は一部に適用することが認められることを明確化している。

GWP数値の使用に関する既存の救済措置の修正案

IFRS S2 号は、企業が既に CO₂相当量に変換されている排出係数を使用している場合、企業は、最新の IPCC 評価におけるものとは異なる GWP 数値を使用することをすでに認めている。

本修正案では、ある企業が、法域又は取引所から、企業の全部又は一部に対して、最新の IPCC 評価とは異なる GWP 数値を使用することを要求されている場合、その要求がある限りにおいて、要求が適用される企業の該当部分については代わりにその異なる数値を使用することが認められることを明確化している。当該修正は、GHG 排出の測定方法について認められている法域に関する救済措置と同様の方法で、救済措置を提供するものである。

影響を受ける企業

一部のGHG排出量開示要求事項に対する本修正案は、IFRS S2号を適用する企業に広く適用され得る。しかしながら、影響を受ける可能性が最も高い企業として、特定のGHG排出測定方法の使用又は特定のGWP数値の使用に関連する法域の要求事項の対象となる企業や、スコープ3カテゴリー15のGHG排出を有する金融セクターの企業が含まれる。

法域の要求事項の例としては、企業が、GHG プロトコルではなく、特定の GHG 排出規制報告制度である「国家温室効果ガス及びエネルギー報告(NGER)スキーム」に従う必要があるオーストラリアが挙げられる。また、NGER スキームでは、現行 IFRS S2 号に記載されている IPCC 第 6 次評価報告書(AR6)の GWP 数値を使用する代わりに、IPCC 第 5 次評価報告書(AR5)の GWP 数値を使用することを企業に求めている。

GHG プロトコルのスコープ 3 カテゴリー15においては、資産運用、商業銀行及び保険で事業活動を行う金融セクターの企業が、投資からの間接的な排出である、特に重大なファイナンス・エミッションを有している。

次のステップ

ISSBは、修正案の発効日をできるだけ早期に設定し、早期適用を認める意向である。

コメント期間は 2025 年 6 月 27 日に終了する。ISSB は、コメントレターからのフィードバックを分析した後、2025 年後半に提案を再審議し、その後すぐに修正を公表する予定である。

法人のコメント

我々は、既存の救済措置の明確化に加え、特定のGHG排出開示要求事項に対する追加的な救済措置を提供するためにIFRS S2号を修正するISSBの努力を支持する。我々は、企業がコメントレターのプロセスに参加することを奨励する。

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、及び先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

About EY Global Corporate Reporting Services Group

グローバルな会計基準とサステナビリティ開示基準は、企業の財政状態や業績、そしてそれらに影響を及ぼすサステナビリティ関連要因を評価し、比較するための一つの尺度を世界経済に提供します。IFRS会計基準及びIFRSサステナビリティ開示基準(総称してIFRS基準)を含む国際財務報告基準(IFRS)を適用又は移行する企業にとって、権威あるタイムリーなガイダンスは、発展し、進化し続けるIFRS基準使いこなすために不可欠です。EYグローバル・コーポレート・レポーティング・サービス・グループは、IFRS会計基準及びサステナビリティ開示基準の適用と解釈をサポートするための国際的なリソース(人材と知識)の開発を支援してきました。それによって、EYグローバル・コーポレート・レポーティング・サービス・グループは、グローバルなEYネットワークからの最新の洞察を含め、深い対象分野に関する深い知識と幅広いセクター経験をマーケットに提供しています。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

© 2025 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被つたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本書には、IFRS® Foundationの著作権に関する資料が含まれています。この資料は、IFRS Foundationの許可を得てEYが複製したものです。第三者による複製または配布の許可は付与されていません。IFRS基準への完全なアクセスおよびIFRS Foundationの活動については、<http://eifrs.ifrs.org>をご覧ください。

本資料は EYG 003506-25Gbl の翻訳版です。

ey.com/ja_jp